

長崎市告示第 3 7 8 号

ながさき型地域貢献企業等認定制度実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 2 9 日

長崎市長 鈴木 史 朗

ながさき型地域貢献企業等認定制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎市よかまちづくり基本条例（平成 2 7 年長崎市条例第 3 9 号）の趣旨を踏まえ、多様な主体の協働による持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、地域貢献活動へ参画し、又は地域貢献活動休暇の制度を有する企業等について、ながさき型地域貢献企業等として認定することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域貢献活動 各種地域団体が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動、子育て支援活動、高齢者・障害者支援活動その他地域課題の解決等のための活動に係る人的支援又は金銭的若しくは物的支援（金銭的又は物的支援にあつては、1 件当たり 3 0 , 0 0 0 円以上のものに限る。）をいう。
- (2) 地域貢献活動休暇 企業等の従業員等が地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇（労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 3 9 条の規定による年次有給休暇を除く。）をいう。

(3) 企業等 企業、個人事業主、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等をいう。）、協同組合等（同条第7号に規定する協同組合等をいう。）及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）をいう。

(4) 各種地域団体 市内の連合自治会・自治会、社会福祉協議会、防犯協会、自主防災組織、保健環境自治連合会、子ども会、地域コミュニティ連絡協議会、青少年健全育成協議会、体育協会、PTA、ひとり親家庭福祉会、老人クラブその他地域課題の解決等のために自発的に活動を行う団体をいう。

（認定対象企業等）

第3条 ながさき型地域貢献企業等の認定の対象となる企業等は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 市内で事業を営んでいること。
- (2) 市内に本店、支店、営業所等の事業所を有していること（法人に限る。）。
- (3) 市内に住所を有していること（個人事業主に限る。）。
- (4) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、認定の対象としないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある者
- (2) 政治又は宗教活動に該当し、又は該当するおそれがある活動を目的とする者
- (3) 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第

1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条例第12条に規定する暴力団関係者と関係を有している者

(4) 市が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、若しくは出捐し、又は企業等の設立に関与し、若しくは企業等へ職員を派遣している者

(5) その他市長が適当でないと認める者

(認定基準)

第4条 ながさき型地域貢献企業等の認定に係る基準は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 次条の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。

）の日前1年以内における地域貢献活動の実績（現に地域に貢献する活動に限る。）又は申請の日以後1年以内における見込みが、従業員等の数が100人以上の企業等にあつては4回以上（金銭的又は物的支援のみの場合は、当該支援に係る回数は年2回を上限とし、同一団体への2回以上の支援は1回とみなすものとする。）、従業員等の数が100人未満の企業等にあつては2回以上（金銭的又は物的支援のみの場合は、当該支援に係る回数は年1回を上限とする。）のもの

イ 市又は各種地域団体との地域貢献活動に関する連携協定の締結等（以下「連携協定の締結等」という。）を行っているもの

(2) 申請の日前1年以内における従業員等（パート・アルバイト等を含む。以下同じ。）の地域貢献活動休暇の取得の実績又は申請の日以後1年以内における見込みが、従業員等の数が100人以上の企業等にあつては4人以上、従業員等の数が100人未満の企業等にあつては

2人以上であること。

2 前項第1号アにおいて、当該地域貢献活動が一連のもの又は短時間かつ継続的なものと市長が認めるときは、1回の活動とみなすものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する地域貢献活動は、認定の対象としないものとする。

- (1) 専ら営利又は宣伝を目的とした活動
- (2) 専ら特定の個人の利益を目的とした活動
- (3) 政治又は宗教活動を目的とした活動
- (4) 公益性を著しく欠く活動
- (5) その他市長が適当でないと認める活動

(認定申請)

第5条 ながさき型地域貢献企業等の認定を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、ながさき型地域貢献企業等認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (2) 地域貢献活動参加（予定）報告書（第3号様式）（第4条第1項第1号アの要件により申請するものに限る。）
- (3) 連携協定の締結等に係る協定書等の写し（第4条第1項第1号イの要件により申請するものに限る。）
- (4) 地域貢献活動休暇の制度を整備していることが分かる就業規則（就業規則の作成義務がない申請者にあつては、労働条件通知書）等の写し（第4条第1項第2号の要件により申請するものに限る。）

- (5) その他市長が必要と認める書類

(認定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、内容を審

査の上、認定の適否を決定し、その結果を速やかにながさき型地域貢献企業等認定結果通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

２ 市長は、必要があると認めるときは、申請者及び申請に係る関係者に対し、必要な説明若しくは意見又は資料等の提出を求めることができるものとする。

３ 市長は、必要があると認めるときは、第１項の認定について、条件を付することができる。

（認定企業等の取扱い）

第７条 市長は、前条の規定により認定した企業等（以下「認定企業等」という。）に対し、ながさき型地域貢献企業等認定証（第５号様式。以下「認定証」という。）を交付し、市のホームページ等により公表するものとする。

（名称及び認定マーク等の使用）

第８条 認定企業等は、認定証を掲示し、ながさき型地域貢献企業等の名称及び認定マークのデザイン（以下「認定マーク等」という。）を認定企業等の広報媒体等に使用することができる。

２ 前項の場合において、第５条の規定による申請を本店等が行い、認定されたときはその認定企業等の支店、営業所等の事業所を含めて認定マーク等を使用することができ、申請を支店、営業所等の事業所単位で行い、認定されたときは当該事業所に限り認定マーク等を使用することができるものとする。

（認定企業等の名称等の変更）

第９条 認定企業等は、企業等名、所在地等に変更があったときは、速やかにながさき型地域貢献企業等認定変更届出書（第６号様式）を市長に

提出しなければならない。

（認定の解除）

第 10 条 認定企業等は、第 3 条若しくは第 4 条に規定する要件を満たさなくなることが明らかとなったとき又は認定の解除を希望するときは、ながさき型地域貢献企業等認定解除届出書（第 7 号様式）に、認定証を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、認定を解除するものとする。

3 市長は、前項の規定により認定を解除したときは、ながさき型地域貢献企業等認定解除通知書（第 8 号様式）により通知するものとする。

（地域貢献活動の状況報告）

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、認定企業等に対し、地域貢献活動の実施状況について報告を求めることができる。

（認定の取消）

第 12 条 市長は、認定企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 倒産、解散等の事由により認定企業等が存在していないことが判明したとき

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき

(3) 第 6 条第 3 項の規定により付した認定の条件に違反したとき

(4) 第 3 条又は第 4 条に規定する要件を満たさなくなったにもかかわらず、第 10 条第 1 項の規定による届出がないとき

(5) その他市長が適当でないと認めるとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、ながさき型地域貢献企業等認定取消通知書（第 9 号様式）により通知するものとする。

3 認定を取り消された企業等は、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

4 認定を取り消された企業等は、認定を取り消された年度において再び認定の申請を行うことはできない。

(認定期間)

第13条 認定の期間は、市長が認定企業等に対し、第6条第1項の通知をした日から1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 次条の規定による認定の更新を行わない認定企業等は、認定の期間の終了後、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

(更新申請)

第14条 認定の更新を受けようとする認定企業等は、ながさき型地域貢献企業等認定更新申請書（第10号様式）に、地域貢献活動実績報告書（第11号様式）を添えて、認定の期間の終了の日の3か月前までに市長に提出しなければならない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定による更新に準用する。この場合において、当初の認定の対象となった地域貢献活動は、更新の際に再び地域貢献活動（連携協定の締結等において、当該協定の趣旨が著しく見直された変更の締結等を除く。）の実績又は見込みとして計上することはできないものとする。

3 更新申請について認定を決定した場合の認定期間は、前条第1項の規定にかかわらず、更新申請の日の属する年度の翌々年度3月31日までとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。